

各位

2020年1月31日
株式会社グローアップ
代表取締役 古田 高浩

約款変更のお知らせ

2019年12月27日、株式会社グローアップ（本社：東京都豊島区、代表取締役 古田 高浩）は、低圧のお客様向け電気受給約款を2020年2月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

-----記-----

ガス需給約款

旧

18.延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金等を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

新

18.延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から当社が指定した支払いの期日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金

額といたします。また、支払期日から10日間は無利息といたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

電気受給約款の変更内容【低圧】

21.料金の支払義務ならびに支払期日及び支払期限

旧

- (3) お客さまの料金の支払期日は、お客さまが下記のイからニに該当する場合を除き、請求を行った月の12日（以下、「振替日」といいます。）といたします。

請求を行った月の12日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その後の最初の営業日に料金を支払っていただきます。

新

- (3) お客さまの料金の支払期日は、お客さまが下記のイからニに該当する場合を除き、請求を行った翌12日（以下、「振替日」といいます。）といたします。

請求を行った翌12日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その後の最初の営業日に料金を支払っていただきます。

23.延滞利息

旧

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/（1+消費税等の税率）

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

新

(1)お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の10日後から当社が指定した支払いの期日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けま

す。
(2)延滞利息は、その算定の対象となる料金から、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。また、支払期日から10日間は無利息といたします。

(3)延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

34.電気供給契約の変更

旧

(2)契約種別、契約電流、契約容量、契約電力の変更等、料金の変更が発生する契約内容の変更の場合、変更の適用日は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気15の検針日または計量日といたします。

新

(2)契約種別、契約電流、契約容量、契約電力の変更等、料金の変更が発生する契約内容の変更の場合、変更の適用日は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日または計量日といたします。

電気受給約款の変更内容【高圧】

21. 延滞利息

旧

(1)お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けま

す。
(2)延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

新

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の10日後から当社が指定した支払いの期日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けま
す。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。また、支払期日から10日間は無利息といたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金とあわせて支払
っていただきます。

29. 供給停止期間中の料金

旧

28(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50%相当額を停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。また、停止期間中の力率は85パーセントといたします。

新

29. 供給停止期間中の料金

28(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、1月分の全てが停止していた場合、当社は基本料金50%相当額を停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。なお一月に満たない場合は日割り計算をせずに満額ご請求をさせていただきます。